

テナント営業に係る個別条件

1 病院売店営業

(1) 営業日及び営業時間

① 営業日

通年営業とする。ただし、年末年始期間等については病院との協議事項とすること。

② 営業時間

午前7時から午後7時までを基本とし、可能な限り営業時間を拡大できるものとする。

(2) 営業内容

① 販売品目

日用品、飲食類（弁当、パン、ジュース類等）、菓子、雑貨、肌着、新聞、雑誌及び病院が指定する介護品等の医療消耗品とする。

酒類、たばこ、風俗雑誌等の販売は行わないこと。

② 販売価格

地域の価格を参考にして、標準以下に設定すること。

③ その他の条件

郵便切手、印紙及びバスカード等の取扱いや宅配便などの取次サービスを可能な限り実施すること。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電力料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(6) その他

① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的以外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。

- ② 食品衛生法に基づく営業許可の申請、又はその他の関係法令で規定する届出は、事業者が行うこと。
- ③ 院内内線電話は病院が負担すること。ただし、外線電話は事業者の負担で設置すること。

2 テレビ付き床頭台営業

(1) 営業内容等

別添「岩手県立二戸病院テレビ付き床頭台設置仕様書」によること。

(2) 備品等の設置

備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(3) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(4) 営業許可期間

営業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、仕様許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(5) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可の基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。

3 病院内コインランドリー（洗濯機、乾燥機）営業

(1) 営業日及び営業時間

① 営業日

通年営業とする。

② 営業時間

24時間利用可能であること。

(2) 営業内容

① 洗濯対象品目

入院患者の着衣及びタオル類の洗濯と乾燥を対象とすること。

② 使用料金

地域の標準料金を参考にして、標準以下に設定すること。

③ その他の条件

ア 洗濯機、乾燥機とも洗濯物4～5kgの要領を1工程で処理できること。

- イ 定期的に清掃を行い、不衛生にならないこと。
- ウ 故障時等に迅速に対応できるよう、対策を講じること。
- エ 営業開始に際しては、損害賠償保険に加入すること。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い。病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び仕様有効期限満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(7) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。

4 病院及び付属診療センター内自動販売機営業

(1) 営業日及び営業時間

通年24時間営業とする。

(2) 営業内容

- ① 販売品目
出店及び営業計画書に基づいて病院と協議を行うこと。
- ② 販売価格
地域の価格を参考にして、標準以下に設定すること。
- ③ その他の条件
 - ア 故障時等に迅速に対応できるよう、対策を講じること。
 - イ 自販機販売により発生する空き缶等の廃棄物は、ごみ箱を設置し、頻繁に回収を行うこと。

(3) 業者の選定

自動販売機の設置箇所が複数あることから、出店及び営業計画書に希望する箇所を第1希望から第3希望まで記入すること。

(4) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(5) 電力量計、量水器の設置

電力料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(6) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は仕様実績に基づいて算定した額を徴収する。

(7) 営業許可期間

営業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は3年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(8) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の申請、又はその他の関係法令で規定する届出は、事業者が行うこと。なお、営業により発生した食品衛生法上の問題等については、事業者が責めを負うこと。